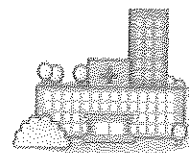


医療機関と事業承継



■片山総合法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 19

— M&Aによる事業承継 —

医療法人の場合 (4)

前回は、医療法人のM&Aの「事業譲渡による方法」の概要について記述しましたが、その具体的な手続きについて説明致します。

具体的には、概ね次のような手順で事業譲渡が行われます。

①秘密保持契約の締結、②基本合意書の取り交わし、③デューデリジェンスの実施などは「出資持ち分の譲渡の場合」と同じです。ただし「出資持ち分の譲渡の場合」には、デューデリジェンスはM&Aをされる側の経営実態を精査することが目的とされているのに対し、事業譲渡の場合におけるデューデリジェンスは、事業譲渡により引き継がれる資産・負債の内容を確定することが第一義の目的として行われることとなるので、調査対象や調査のやり方が出資持ち分の譲渡の場合とは異なります。

④事前協議

病院の事業譲渡の場合には、開設許可が必要となりますので、当局との間で開設許可に伴う意見調整の機会をもつ必要があります。その際に、新規開設の予定時期（事業譲渡日）についても、当局と協議して決めることとなるでしょう。

⑤事業譲渡契約の締結

デューデリジェンスの結果を踏まえ、事業譲渡により引き継がれる資産・負債を確定したうえで、事業譲渡契約書を作成します。事業譲渡契約書には、事業譲渡する側では、事業を閉鎖するために必要な社員総会の日時や内容など、事業譲渡を受ける側では、新規開業に関する社

員総会の日時や内容なども記載されることとなります。

⑥事業譲渡完成に向けた準備

事業譲渡の場合には、出資持ち分の譲渡の場合とは異なり、同じ施設ではありますが、譲渡日を境に経営主体が異なることとなります。名称の変更もあるかもしれません。診療報酬が振り込まれる銀行口座も別途開設し、支払い基金などに届け出る必要があります。医薬品の購入についても、別法人での取り扱いとなります。医療機器がリースされている場合にはリース契約の契約者を変更する手続きが必要となりますし、駐車場を借りている場合などは、借り主の変更の手続きが必要となります。

その他、経営主体が変更することに伴う諸手続きや段取りが沢山ありますので、漏れがないように、かつ、問題が発生しないように、予め十分に検討しておく必要があります。そして、事業譲渡日（譲渡実行予定日）に向け、定款によって定められている社員総会の開催などの諸手続を実施することとなります。

⑦当局に対する届出

事業譲渡の対象が病院であった場合には、事業譲渡日をもって、乙医療法人が旧病院の廃止届出を提出すると同時に、甲医療法人が新たに病院の開設の許可を得ることにより、事業譲渡によるM&Aが完成します。診療所の場合には、乙医療法人が診療所の廃止届出を提出すると同時に、甲医療法人が新規開設の届出をすることによりM&Aが完成します。